

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第43号



その電話「アポ電」かも・・・
知らない番号の電話に出る時は慎重に

アポ電とは？

注意のポイント

オレオレ詐欺などの特殊詐欺グループが事前に資産状況や現金の保管場所、家族構成を聞き出す予兆電話のことをいいます。次のような事例があります。

●警察官を名乗る者から「あなたの口座が詐欺事件に悪用された。刑事が自宅に行くので、キャッシュカードを見せてください。手続きに必要なので暗証番号を教えてください」と電話があり、暗証番号を教えたところ、キャッシュカードもだまし取られた。

●テレビの制作会社を名乗り「所得は500万円より上ですか」と電話があった。

●消防署の職員を名乗り「災害時すぐに救助するため一人暮らしか確認をしています」と電話があった。

●市役所職員を名乗る者から「還付金があるが、手続きのために取引銀行と口座番号を知らせてほしい」と電話があり、銀行名と口座番号を教えたら、「後ほど、銀行から案内の電話があるので待つように」と言われた。

◆電話が鳴ったら「アポ電」を疑う。

◆知らない番号からの電話に出る時は慎重に。着信番号通知や留守番電話、録音機能などを活用しましょう。

◆会話から個人情報を知られます。家族構成や資産状況を聞かれたら、すぐに電話を切りましょう。

◆特に高齢者は、日頃から家族や身近な人による見守りが大切です。

◆警察（警察相談専用電話#9110）や、消費生活センターなどに電話するなど、周囲に相談してください。



相談事例紹介 未成年者の契約トラブル

今月の相談
高校生だが、SNSの広告からサプリメントを購入した。お試しで1回限りと思って申し込んだが、改めて規約を見ると、4回購入することが条件の定期購入の契約で、2回目からは高額になるので驚いた。キャンセルできるだろうか。

ご相談のケースでは商品が発送される前だったため、すぐに相談者から事業者様に「未成年者で親の同意がないので契約を取消したい」と申し出るように助言し、契約を取消することができました。今後、通信販売で商品を購入する時は規約等をよく読んでから申し込むようにお話ししました。

未成年者が商品やサービスを契約するには、法定代理人（親など）の同意が必要ですが、同意のない契約は取消しできることもあります。取消したい場合は、未成年本人からも法定代理人からも申し出ることができ、契約が取消されれば契約時にさかのぼって無効となります。

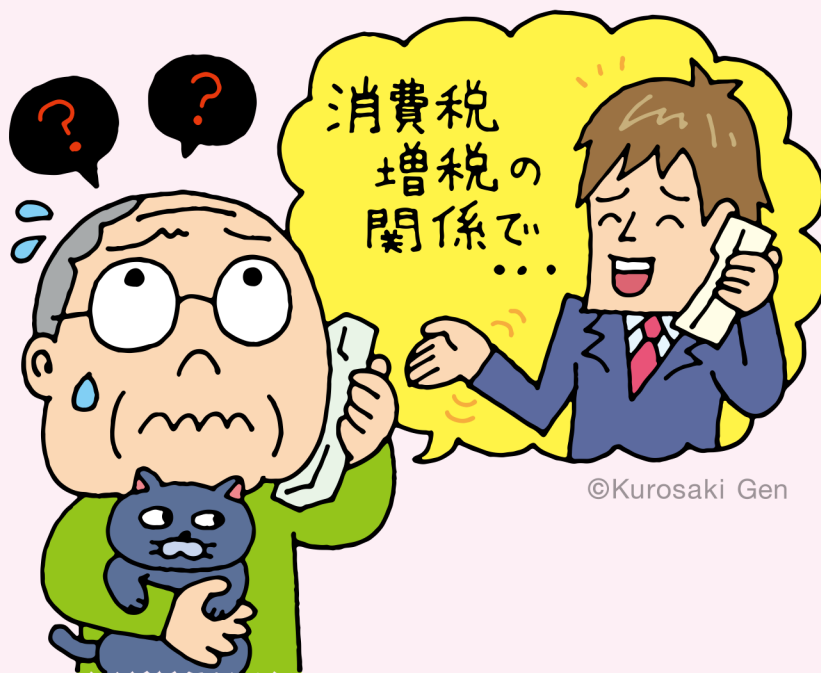
しかし、取消しができない場合もあります。お小遣いの範囲内とみなされるもの、成人したと偽った契約、未成年者が結婚した場合は取消することができません。ただし、事業者から年齢や法定代理人の同意などを偽るよういわれて契約した場合は取消すことができます。

なお、民法の改正により、2022年4月以降は成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳になると未成年者の取消権がなくなります。そのため、18歳・19歳を狙った消費者トラブルの増加が懸念されています。未成年のうちから学校などで契約の知識やルールを学んでおきましょう。

☎幕別町消費生活センター（☎55-5800）

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報



銀行の業界団体を名乗る男から、「**消費税増税**の関係で、高齢者に

社会保険料の一部が**戻る**こととなった。**通帳**と**キャッシュカード**の**番号**を教えてほしい。お宅は4万円戻る」と電話があった。(80歳代 男性)

消費税率引き上げに 便乗した詐欺に注意

ひとこと助言

便乗詐欺に注意



- 社会的に話題になっている出来事を悪用し、言葉巧みに近づく詐欺手口が見られます。今後、消費税率の引き上げに便乗した手口の発生が予想され、注意が必要です。
- 金融機関や行政等が、消費税増税を理由に消費者個人に電話をかけることはありません。「お金が戻ってくる」等と言われても信用してはいけません。
- 着信番号通知や録音機を活用し、知っている人以外の電話には直接出ないということもトラブルを避ける一つの方法です。
- 不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。